

その広告ってホント?

—広告を読み解くチカラをつけよう!—

毎日の生活の中でたくさん目にする広告。

つい乗せられて買ってしまったことはありませんか?

あとで後悔しないためにも、適切な判断が出来るよう

広告を読み解くチカラを身につけましょう。



広告を見るときはここをチェック



● 紅葉はより赤く、海はより青く

雑誌の表紙、テレビ CM 等に CG 加工がされているのは、今や常識。

広告ではある程度の誇張は**パフィング効果**と言って許容されています。

(パフィング:化粧の際におしろいをはたく意味)

● メリットは大きく、デメリットは小さく

取引や商品内容の重要な情報は細かい文字で隅に書かれています。あとあと「こんなはずではなかった!」とならないためにもよく読みましょう。



「対象となるのは、スーツ・コート
〇〇万円以上に限定されている」
などの適用条件についての注釈。

実質月額 **3,600円** (税抜)

※48ヶ月の長期契約が条件となります。

● 「No.1」は信用できるのか

No.1だからと言って一番良いとは限りません。

売上、出荷数、満足度など条件付きNo.1が多いので、その根拠が書かれているかを確認しましょう。



その広告ってホント?

—広告を読み解くチカラをつけよう!—

● お得感をあおる広告

高い価格を表示することで「安い!」と思われます。

最近まで高い価格で売られていたのかを確認しましょう。実際には販売していたことがない場合もあるので注意が必要です。



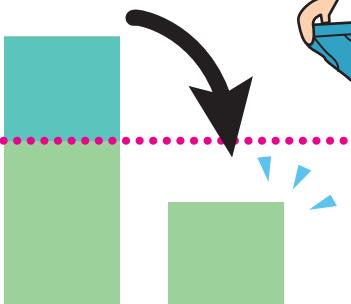
● 体験・実験データはホント?

「体験談は作り話かも? 人物はモデルかも? 表示されている効能効果は本当?」と疑いの目で見ましょう。

実験データ、グラフ、機関名があつても信用できるとは限りません。

5年間リバウンド無し!

試験結果では
なんと1ヶ月で改善!!

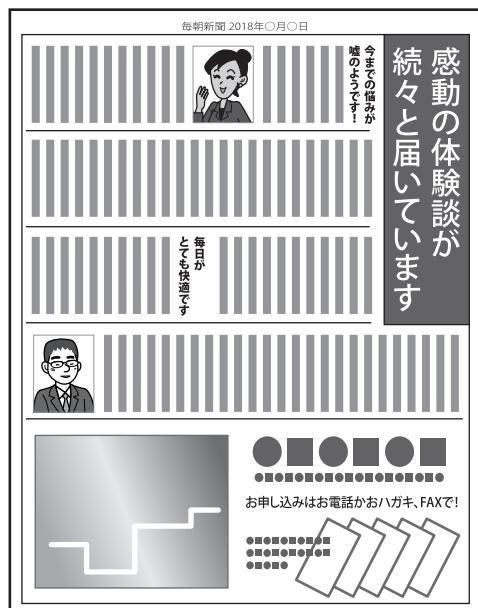


● 新聞に載っている広告なら

信用できる? 大丈夫?

大手新聞に掲載するのは広告をもっともらしく見せるためのものです。大企業だからといって内容をうのみにはできません。

「モニターの体験談」も人それぞれです。
参考にするのはほどほどに!



● 「無料」の裏には何かある

タダより高いものはありません。

無料は一部など前提条件や重要事項は、小さな文字で表示されていることが多いです。

個人情報を集めるための手段かもしれません。悪質商法に利用される場合もあるので要注意です。



その広告ってホント? —広告を読み解くチカラをつけよう!—

●ひと目で広告だとわかりにくい手法

ネット上にはひと目で広告ということがわかりにくい物がたくさんあります。

大好きな芸能人が使っていると信じて購入したら、タイアップ広告だということもあるので商品名や会社名を自分で検索し、正しい商品情報を得ましょう。

消費者庁のサイトで商品の消費者被害情報を確認してから、購入手続きをするとよいでしょう。

「効果を保証するものではありません」などの打ち消す表現がどこに書いてあるかわかりにくい商品サイトは要注意です。

■インフィード広告

Webサイトやアプリの情報と情報の間に表示される広告です。広告だと気がつかない場合があります。



■アフェリエイトビジネス

ブログなどSNSで商品を紹介した人には、そのサイトを経由した売り上げの一部が広告主から支払われます。法律規制の対象外で、誰でも簡単にできるため、虚偽・誇大な表示広告が目立ちます。



■インフルエンサーマーケティング広告

強い影響を与える力のある人（インフルエンサー）を企業が活用し、消費者に購買意欲を促す手法です。

#PR や@ブランド名がついているSNSは広告です。

■ステルスマーケティング広告

企業からお金をもらい、一般消費者になりますまで商品などを宣伝する手法です（高評価の投稿、口コミ記事など）。

●通信販売はクリーリングオフの対象外

インターネットや電話、FAX、郵便で注文する場合は、表示されている条件で契約が成立します。

「特定商取引法に基づく表示」または「ショッピングガイド」で商品の返品、取り消し規約など取引条件を確認しましょう（インターネットの通販サイトのページでは一番下に表示されています）。

テレビショッピングは過剰な演出も多く、放送中に確認できなかった条件は必ず問い合わせましょう。

●●●通販カタログ ショッピングガイド●●●	
特定商取引法に基づく表示	
■特定商取引に関する法律及び関連法令に基づく表示義務事項	
販売業者	消費生活オンライン
運営会社	消費生活株式会社
通信販売業務責任者	〇〇〇〇〇〇
所在地	〒123-0000 東京都練馬区〇丁目〇一〇
電話番号	03-1234-5678(年末年始を除く)
メールアドレス	abcdefg@123.ne.jp
商品の販売価格	各商品ごとに決定・税込表示
お支払い方法と期限について	お支払いについて
商品代金以外の必要料金	・送料について
返品・交換について	・返品・交換について
Q&A	よくあるお問合せ

まとめ

あふれる広告の中から納得のいく商品を手にするには、広告を客観的に見るくせをつけ、広告の目的、ターゲットは誰かを考え、その広告の怪しい点を見抜くことです。自分の身は自分で守るという意思を持ち、広告を判断することが大切です。

不当表示や誤解を招く広告は、消費者庁で取り締まりや摘発をおこなっています。

悪質な宣伝・広告を見つけたら 景品表示法の相談・被疑情報受付窓口へ

TEL 消費者ホットライン「188」又は 練馬区消費生活センター **03-5910-4860**
(平日 9時~16時30分)

WEB 消費者庁ホームページ「[景品表示法違反被疑情報提供フォーム](#)」

広告の「嘘」「大げさ」「まぎらわしい」に関するご意見は

JARO 日本広告審査機構へ **TEL 03-3541-2811**